



# 島根県報

平成20年1月29日(火)  
号外第4号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目次

### 病院局規程

島根県病院局組織規程の一部を改正する規程	1
島根県病院局事務処理規程の一部を改正する規程	2
島根県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	6
島根県病院局職員就業規程の一部を改正する規程	6
島根県病院局財務規程の一部を改正する規程	6
島根県病院局職員宿舍管理規程の一部を改正する規程	15
病院局の特別勤務職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程	15

### 病院局訓令

島根県病院局被服等貸与規程の一部改正	15
--------------------	----

### 病院局告示

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正	15
島根県立病院入院規程の一部改正	16

## 島根県病院局管理規程

### 島根県病院局管理規程第1号

島根県病院局組織規程(平成19年島根県病院局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

平成20年1月29日

島根県病院事業管理者 中川正久

第7条の表湖陵病院の項中「湖陵病院」を「こころの医療センター」に改める。

第9条の見出しを「(こころの医療センター)」に改め、同条第1項表以外の部分中「湖陵病院」を「こころの医療センター」に改め、同項の表事務局の部中「、栄養管理グループ」を削り、同表医療局の部医療技術部の項中「検査スタッフ」の次に「、栄養管理スタッフ」を加え、同条第2項表以外の部分中「湖陵病院」を「こころの医療センター」に改め、同項の表事務局の項中第16号及び第17号を削り、第18号を第16号とし、同表医療局の項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 患者の栄養指導に関すること。

第10条第1項の表湖陵病院の項中「湖陵病院」を「こころの医療センター」に改め、同表湖陵病院看護局の項中「湖陵病院看護局」を「こころの医療センター看護局」に改め、同表グループの項中「(湖陵病院の栄養管理グループにあっては、科長)」を削り、同条第2項の表湖陵病院の医療局の項中「湖陵病院の医療局」を「こころの医療センターの医療局」に改める。

### 附則

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

島根県病院局管理規程第2号

島根県病院局事務処理規程（平成19年島根県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

平成20年1月29日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第13条中「第11条第1項又は第2項」を「第10条第1項又は第2項」に改める。

第31条の見出しを「（公印の新調、改刻及び廃止）」に改め、同条中「県立病院課長」を「当該公印を管守する公印管守者」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の場合において、公印管守者は、あらかじめ公印新調（改刻、廃止）承認願（様式第2号）により、県立病院課長の承認を得なければならない。

3 公印管守者は、不用となった公印について保存する必要がないと認めるときは、速やかに焼却又は裁断の方法により、廃棄しなければならない。

第31条の次に次の2条を加える。

（公印の新調、改刻又は廃止の届出）

第31条の2 公印管守者は、公印を新調し、改刻し、又は廃止したときは、速やかに、公印届（様式第2号の2）に公印登録票（様式第2号の3）を添付して、県立病院課長に届け出なければならない。

（公印の引継ぎ）

第31条の3 公印管守者は、機構の改革等により公印の引継ぎを受けたときは、速やかに、公印届を県立病院課長に提出しなければならない。

第32条中「様式第2号」を「様式第2号の4」に改める。

第65条中「湖陵病院」を「こころの医療センター」に改める。

第67条中「湖陵病院にあっては湖陵病院長」を「こころの医療センターにあってはこころの医療センター病院長」に改める。

別表第4中「湖陵病院 湖病」を「こころの医療センター こ医セ」に改める。

別表第5 島根県病院事業管理者印の項公印管守者の欄中「湖陵病院事務局長」を「こころの医療センター事務局長」に改め、同表湖陵病院長印の項公印の種類欄中「湖陵病院長印」を「こころの医療センター病院長印」に改め、同項ひな

形

島 根 県 立 湖 陵 病 院 長 印	を	島 根 県 立 こ ころ の 医 療 セ ン タ ー 病 院 長 印
---------------------------	---	---

に改め、同項公印管守者の欄中「湖陵病院事務局長」を「こころ

の医療センター事務局長」に改める。

様式第2号を様式第2号の4とし、様式第1号の次に次の3様式を加える。

様式第2号(第31条関係)

第 号  
年 月 日

県立病院課長 様

公印管守者

公印新調(改刻・廃止)承認願

下記のとおり新調(改刻・廃止)したいので承認願います。

記

- 1 新調(改刻・廃止)の理由
- 2 新調(改刻・廃止)公印の名称等  
名称  
材質  
寸法  
字の配置
- 3 使用開始(廃止)予定年月日  
年 月 日
- 4 その他

様式第2号の2(第31条の2関係)

第 号  
年 月 日

県立病院課長 様

公印管守者

公 印 届

次のとおり届け出ます。

- 1 公印の名称
- 2 印材
- 3 寸法
- 4 新調、改刻、廃止、引継ぎの別
- 5 使用開始(廃止)年月日  
年 月 日から使用(廃止)
- 6 引継年月日  
から  
年 月 日引き継ぐ
- 7 その他

様式第2号の3 (第31条の2関係)

## 公 印 登 録 票

公印の種類		所 属	
寸 法	ミリメートル×      ミリメートル	使用開始年月日	
印 材		廃 止 年 月 日	
印 影		廃 止 理 由	改刻 所属の廃止 名称変更 その他
		摘 要	

附 則

この規程は、平成20年2月1日から施行する。ただし、第31条の改正規定、第31条の次に2条を加える改正規定、第32条の改正規定及び様式第2号を様式第2号の4とし、様式第1号の次に3様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

島根県病院局管理規程第3号

島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成20年1月29日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

別表第4及び別表第9中「湖陵病院」を「こころの医療センター」に改める。

別表第11病院の項中「湖陵病院長」を「こころの医療センター病院長」に、「湖陵病院副院長」を「こころの医療センター副院長」に、「湖陵病院事務局長」を「こころの医療センター事務局長」に、「湖陵病院医療技術部長」を「こころの医療センター医療技術部長」に、「湖陵病院薬剤科長」を「こころの医療センター薬剤科長」に改める。

附 則

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

島根県病院局管理規程第4号

島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

平成20年1月29日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第2条第3号中「湖陵病院」を「こころの医療センター」に改める。

第43条の表第2条第2号の項中「湖陵病院」を「こころの医療センター」に改める。

附 則

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

島根県病院局管理規程第5号

島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

平成20年1月29日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第2条第3号中「湖陵病院」を「こころの医療センター」に改め、同条第7号中「湖陵病院病院長」を「こころの医療センター病院長」に改め、同条第8号中「湖陵病院事務局長」を「こころの医療センター事務局長」に改める。

別表第1中

島 根 県 立 病 院 企 業 出 納 員 印	を	島 根 県 立 病 院 ( セ ン タ ー ) 企 業 出 納 員 印	に改める。
-------------------------------	---	--	-------

様式第20号2（湖陵病院様式）を次のように改める。



様式第21号中「(島根県立湖陵病院長)」を「(島根県立こころの医療センター病院長)」に、「(島根県立湖陵病院企業出納員)」を「(島根県立こころの医療センター企業出納員)」に、「(島根県立湖陵病院企業出納員 様)」を「(島根県立こころの医療センター企業出納員 様)」に改める。

様式第22号4(湖陵病院様式)から6までを次のように改める。



(表)

4 (こころの医療センター様式)

納入通知書兼領収書

通知番号								点数単価				
様								円				
診療期間				保険種別				負担率				
								%				
初再診料	入院料	医学管理等	在宅	検査	画像診断	投薬	注射	精神科専門療法	処置	手術	点数計	
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	
保険給付外	文書料	病衣使用料	おむつ使用料	衣類洗濯料	その他	計	うち消費税及び地方消費税	診療費負担金	食事療養費計	食事療養費負担金		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		

診療費等の明細は上記のとおりですから 年 月 日までに納めてください。  
年 月 日

納入金額
円

島根県立こころの医療センター病院長 印

上記の金額を領収しました。  
(領収印のないものは無効です。)

領収印

島根県病院事業出納取扱金融機関

島根県立こころの医療センター企業出納員

(注) この領収書は所得申告の際の支払証明に必要ですので大切に保管してください。  
(再発行はいたしません。)

5

通 知 書

通知番号

様

納入金額
円

上記の金額を領収されますよう通知します。

年 月 日

島根県病院事業出納取扱金融機関 様

島根県立こころの医療センター企業出納員 印

第1領収日	第2領収日

6

領 収 済 通 知 書

通知番号

様

納入金額
円

上記の金額を領収しましたから通知します。

年 月 日

島根県立こころの医療センター企業出納員 様

島根県病院事業出納取扱金融機関

第1領収日	第2領収日

(裏)

4

---

5

---

6

納付場所

出納取扱金融機関 .....山陰合同銀行本店並びに県内外の支店及び出張所(取りまとめ店 出雲支店)

島根県立こころの医療センター総合受付 .....平日/午前8時30分~午後5時15分

様式第23号2(湖陵病院様式)及び3を次のように改める。

2 (こころの医療センター様式)

診療明細書兼領収書

通知番号

点数単価 円

様

負担率 %

診療年月日

保険種別

初再診料	医学管理 等	在 宅	検 査	画像診断	投 薬	注 射	精神科専 門療法	処 置	手 術	点数計
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点

保険給付 外	文書料				その他	計	うち消費 税及び地 方消費税	診療費負 担金	納入金額
円	円				円	円	円	円	円

診療費等の明細は上記のとおりです。

年 月 日

島根県立こころの医療センター病院長

上記の金額を領収しました。

(領収印のないものは無効です。)

島根県立こころの医療センター企業出納員

(注) この領収書は所得申告の際の支払証明に必要ですので大切に保管してください。

(再発行はいたしません。)

領 収 印

3

控 診療明細書兼領収書

通知番号

点数単価 円

様

負担率 %

診療年月日

保険種別

初再診料	医学管理 等	在 宅	検 査	画像診断	投 薬	注 射	精神科専 門療法	処 置	手 術	点数計
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点

保険給付 外	文書料				その他	計	うち消費 税及び地 方消費税	診療費負 担金	納入金額
円	円				円	円	円	円	円

年 月 日

島根県立こころの医療センター病院長

上記の金額を領収しました。

島根県立こころの医療センター企業出納員

領 収 印

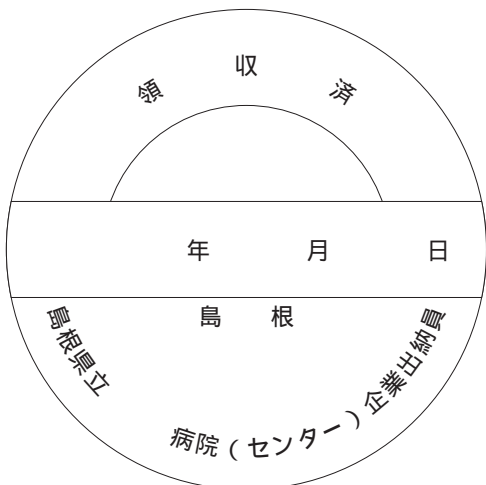
様式第24号中「(島根県立湖陵病院長)」を「(島根県立こころの医療センター病院長)」に改める。

様式第25号表面中「(島根県立湖陵病院企業出納員)」を「(島根県立こころの医療センター企業出納員)」に、「(島根県立湖陵病院)」を「(島根県立こころの医療センター)」に改め、同様式裏面中「(島根県立湖陵病院企業出納員)」を「(島根県立こころの医療センター企業出納員)」に改める。

様式第26号中「島根県立 病院」を「島根県立 病院(センター)」に改める。

様式第27号を次のように改める。

様式第27号(第21条関係)



備考 大きさは、直径2.5センチメートルとする。

様式第28号中「(島根県立湖陵病院長)」を「(島根県立こころの医療センター病院長)」に、「(島根県立湖陵病院企業出納員)」を「(島根県立こころの医療センター企業出納員)」に改める。

様式第30号から様式第32号までの規定中「(島根県立湖陵病院)」を「(島根県立こころの医療センター)」に改める。

様式第33号から様式第35号までの規定中「2(湖陵病院様式)」を「2(こころの医療センター様式)」に改める。

附 則

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

---

#### 島根県病院局管理規程第6号

島根県病院局職員宿舍管理規程(平成19年島根県病院局管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

平成20年1月29日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

別表中央病院の部街北宿舍6の項を削り、同表湖陵病院の部中「湖陵病院」を「こころの医療センター」に改め、同部第二職員宿舍の項、第三職員宿舍の項及び看護師寄宿舍の項を削る。

附 則

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

---

#### 島根県病院局管理規程第7号

病院局の特別勤務職員の勤務時間に関する規程(平成19年島根県病院局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

平成20年1月29日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第2条の表中「湖陵病院」を「こころの医療センター」に改める。

附 則

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

---

## 島 根 県 病 院 局 訓 令

---

#### 島根県病院局訓令第1号

本局  
病院

島根県病院局被服等貸与規程(平成19年島根県病院局訓令第2号)の一部を次のように改正する。

平成20年1月29日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

別表中「湖陵病院」を「こころの医療センター」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年2月1日から施行する。

---

## 島 根 県 病 院 局 告 示

---

#### 島根県病院局告示第1号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、平成20年2月1日から施行する。

平成20年1月29日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

おむつ使用料の項中「湖陵病院」を「こころの医療センター」に改める。

島根県病院局告示第2号

島根県立病院入院規程（平成19年島根県病院局告示第3号）の一部を次のように改正する。

平成20年1月29日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第1条第2号中「湖陵病院」を「こころの医療センター」に改め、同条第3号中「湖陵病院病院長」を「こころの医療センター病院長」に改める。

別記様式その2中

「	職 業	勤務先	T E L	勤務先 ( )	-	」
	診療費の負担方法	被用者保険 老人保健法	国民健康保険 その他 ( )	生活保護法	自費	

を

「	職 業	勤務先	T E L	勤務先 ( )	-	」

に、

「					年 月 日	」
	島根県立湖陵病院長	様				

を

「					年 月 日	」
	島根県立こころの医療センター病院長	様				

に改める。

附 則

この告示は、平成20年2月1日から施行する。